

愛知県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について

1 子ども・子育て支援新制度

(1) 経緯

平成 24 年 8 月 子ども・子育て関連 3 法公布

趣旨：幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進。

平成 25 年 4 月 国の子ども・子育て会議設置

(現在までに 5 回開催。4/26, 5/31, 6/21, 7/5, 7/26)

子ども・子育て支援新制度の施行に向け、基本指針、各種基準、公定価格の体系等具体的な制度設計について議論。

⇒25 年 7 月 26 日、基本指針（案）了承。

⇒25 年度末までに認可基準等、関係政省令公布予定。

平成 27 年 4 月 新制度の本格施行（予定）

(2) 子育てをめぐる現状

子育てをめぐる課題として、大きく 3 つ挙げられている。

課題 1 親の就労状況に関わらない、質の高い幼児教育・保育の確保

課題 2 家庭や地域での子育て力の低下

課題 3 待機児童の解消、及び、子ども減少地域の保育確保

(3) 新制度の内容

課題解消に向け、新制度では、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととしている。

① 幼稚園と保育所の良さを合わせ持つ「認定こども園」の普及

② 相談や一時預かりの場の増など、地域のニーズに応じた多様な子育て支援充実のための財政支援

③ 認定こども園、保育所等の計画的整備、少人数の子どもに対する保育等への財政支援

(具体的内容)

- ・ 幼保連携型認定こども園の認可・指導監督の一本化等制度の改善
- ・ 認定こども園、幼稚園、保育所の給付の一本化(施設型給付)
- ・ 小規模保育等への給付の創設（地域型給付）
- ・ 地域の子ども・子育て支援の充実
- ・ 消費税率引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保
(引き上げ増収分 7,000 億円を含め 1 兆円超程度の追加財源が必要)

(市町村、都道府県、国の役割)

- 今後は、基礎自治体である市町村が実施主体となり、市町村は地域のニーズに基づき「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、給付・事業を実施する。
また、地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育等）等の認可を行う。
- 国・県は、実施主体の市町村を重層的に支える位置づけであり、県においては、実施主体である市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定する。
また、計画との整合性を確保しつつ、保育所等の認可を行う。

2 子ども・子育て支援事業に係る計画

- 子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月公布）の規定により、国の基本指針に即してすべての都道府県及び市町村は、5 年を 1 期として定める子ども・子育て支援の円滑な実施に関する計画の策定が義務付けられた。
- 市町村は、子育て中の家庭の状況やニーズを調査した上で、幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援についての「量の見込み」（利用状況＋利用希望）と「確保方策」（確保する内容＋実施時期）に関する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定する。
- 都道府県は、給付・支援事業の実施主体である市町村を支援するため、広域性と専門性を有する立場から、市町村ニーズ調査や市町村計画をふまえ、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定する。

3 次期「あいち はぐみんプラン」との関係

- 平成 26 年度を最終計画年度とする「あいち はぐみんプラン」については、27 年度からの新たな計画を策定する必要があるが、「はぐみんプラン」は子育て期だけでなく、就職・結婚を含むライフステージに応じた計画であり、子ども・子育て支援事業支援計画の内容を包括するものである。
- 子ども・子育て支援事業支援計画も平成 27 年 4 月を始期とすることが予定されており、次期はぐみんプラン（計画期間(予定)：平成 27～31 年度）と計画期間が同じであることから、両計画を一体とした形で策定する予定である。

4 今後のスケジュール

- 今年度は、県民意識調査を実施するとともに、市町村ニーズ調査のとりまとめを行いながら、把握した県民の子育てに関する意識や子育て支援に関するニーズなどを分析し、計画策定のための準備を行う。
- 26 年度は、市町村と定期的に調整を行い、子ども・子育て会議で意見を伺いながら、県としての計画策定作業を進めるとともに、パブリックコメントなどを通じて、幅広く県民の意見も聴き、計画を作成する。